

議案第六十八号

三朝町過疎地域振興計画の一部変更について

別表のとおり、三朝町過疎地域振興計画の一部を変更することについて、過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第六条第六項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十二年九月十六日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年九月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

区 分	変 更 前		変 更 後		備 考
1. 交通通信体系 の整備	事業名	事業内容	事業名	事業内容	追加 事業主体-----町  追加 事業主体-----町 補助事業  追加 事業主体-----町 補助事業
	(1)市町村道 橋りょう		(1)市町村道 橋りょう	鉛山支線1号橋 L = 7.0m w = 4.0m	
	(3)林道		(3)林道	福吉木地山線 L = 6,000m w = 4.0m  余 川 線 L = 3,000m w = 4.0m	
3. 生活環境施設及 び福祉施設等厚 生施設の整備	事業名	事業内容	事業名	事業内容	事業量の変更 事業主体-----町
	(6)消防施設	消防ポンプ自動車 格納庫建設 2棟	(6)消防施設	消防ポンプ自動車 格納庫建設 4棟	
5. 産業の振興	事業名	事業内容	事業名	事業内容	追加 事業主体-----町 県補助事業
	(7)観光又は レクリエーション		(7)観光又は レクリエーション	小鹿溪遊歩道 L = 950.0m w = 1.5m	